

平成30年教育委員会 第8回定例会

1 日 時 平成30年8月30日(木) 13時35分開会 16時30分開会
(休憩 14時32分～14時41分)

2 場 所 教育委員会庁舎3階 第1会議室

3 出席委員 教育長 林 秀 樹
教育委員 笹 谷 純 代
教育委員 小 澤 倭文夫
教育委員 荒 田 純 司
教育委員 常 見 幸 司

4 欠席委員 なし

5 出席職員 教育部長 飯 田 敬
教育部次長 須 藤 慶 子
教育部市立学校適正配置担当次長 石 崎 政 嗣
学校教育支援室長 中 島 正 人
学校教育支援室主幹(指導担当) 大 山 倫 生
学校教育支援室主幹(学務担当) 成 田 和 陽
学校教育支援室主幹(市立学校適正配置担当) 佐々木 雅 一
教育総務課長 笹 山 貴 史
施設管理課長 伊 藤 雅 浩
生涯学習課長 海 谷 昌 弘
学校教育支援室指導グループ主査 谷 口 剛
教育総務課総務係長 安 藤 英 明
教育総務課総務係 会 沢 秀 紀
教育研究所 平 井 秀 昭

6 傍聴人 なし

7 議 題

議案第1号 平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について

議案第2号 平成31年度使用小樽市小学校用教科用図書の採択について

議案第3号 平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由書について

議案第4号 平成31年度使用小樽市小学校用教科用図書及び小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書採択結果の公表方法について

報告第1号 小中学校の敷地内禁煙について

報告第2号 平成30年度全国学力・学習状況調査結果等について

報告第3号 平成30年度標準学力調査結果報告について

その他 ・寄附採納について

8 議 事

林教育長 ただいまから、教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名委員に、荒田純司委員を指名させていただきます。

はじめにお諮りいたします。報告第2号「平成30年度全国学力・学習状況調査結果等について」、及び報告第3号「平成30年度標準学力調査結果報告について」につきましては、会議規則第13号第1項第5号により、それぞれ非公開とし、議事録については結果のみ掲載することとし、最後に審議していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

林教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

また、議案第1号の議決結果を踏まえまして議案第3号の資料を整理する必要があるため、その他の報告（寄附採納）の後に議案第3号及び議案第4号を審議していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

林教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

では、早速議事に入ります。議案第1号 平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について、を議題とさせていただきます。

議案第1号 平成30年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書採択について

林教育長 本議案につきましては、これまでの協議を踏まえまして、平成31年度に使用する小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書について採択をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

はじめに、これまでの経過について確認させていただきますので、議案の3枚目にあります「採択経過」を御覧ください。

まず、5月31日の教育委員会第5回定例会において、小樽市教科用図書調査委員会規則に基づき、平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書調査委員会要領を決定しました。

その後、教育委員会では、調査委員の人選及び諮問案の検討を行い、6月13日の教育委員会第5回臨時会において、調査委員会への諮問内容と調査委員の任命及び委嘱について決定しました。

6月22日の調査委員会第1回総会では、教育委員会から各調査委員へ委嘱状を交付するとともに、調査委員会委員長へ諮問書を手交しました。

そして、7月20日の調査委員会第2回総会終了後、調査委員会委員長から教育委員会に答申をいただきました。

7月26日の教育委員会第7回定例会では、調査委員会の各小委員長から、答申の内容について詳細な説明を受けました。

なお、各小委員長からは、6月22日から7月20日の間に、それぞれ3回、小委員会を開催し、調査研究を行ったとの報告を受けております。

その後、7月26日と8月8日に、(教育委員)勉強会を開催し、各教科用図書の精査、検討を行うなど、採択に向けた協議を重ねてまいりました。

「採択経過」については以上であります。

次に、議論の経過についてでございますが、調査委員会からの答申を受け、これまで委員の皆様から様々な御意見をいただきましたので、議論の経過や、主な内容について、整理させていただきたいと思っております。

まず、生徒が授業の始めに「今日は何を学ぶのか」見通しをもつことが大切であるという観点から、めあてやテーマなどが示されている「東書」「教出」「光村」「あかつき」が良いのではないかと、という意見がございました。

中でも、「教出」「光村」「あかつき」は、教材ごとにめあてが明確に示されているので、生徒が課題を意識しながら主体的に学ぶことができるので良いという意見が出されておりました。

次に、道徳の時間は、生徒が考えたり、議論したりすることが大切であるという観点から、生徒に問いかける「発問」について御意見がございました。

「発問」は、「教材を読み取るための発問」や「自己の生き方を問う発問」などがありますが、生徒が多角的・多面的な見方や考え方ができるよう、各者の「発問」の内容や数について確認してまいりました。その中で「学研」だけは1つと少なく、議論が深まるだろうかという意見がございました。

また、小樽を舞台にした教材「足袋の季節」では、「学研」と「日科」は、「自己の生き方を問う発問」が無いのはどうなのかという意見が出されておりました。

次に、別冊ノートについて議論がございました。

別冊ノートは、「日文」と「あかつき」に付いておりますが、書く内容が決められ限定的になってしまうことや、別の教材が掲載されボリュームが多く量的に使いこなすのが難しいのではないかなどの意見があり、ノートやワークシートを使ったほうが現実的ではないかという意見がございました。

次に、教科書の大きさや重さ、文字の見やすさについて議論がございました。

教科書の大きさについては、「学研」がA4で最も大きく扱いづらいのではないかとという意見や、重さについては、「学図」「あかつき」が重いという意見、「日科」は文字が小さくて見

づらいという意見や、目次が分かりづらいという意見が出されておりました。

次に、教材については、各者が内容に応じてバランスよく配列しており、特に、補充教材を含めると「東書」「光村」「日科」が多くの教材を掲載しており、今日的な課題についても、各者が適切に取り上げているとの意見がありました。

以上、8者について比較してまいりましたが、これまでの議論の経過から、「東書」「学図」「教出」「光村」の4者に絞って、さらに検討を進めていくこととしました。

まず「東書」ですが、全体的に見やすいレイアウトになっており、子供たちが主体的に学ぶための説明が親切であるという意見や、いじめの問題を重点的に配置しているところが良いという意見、役割演技や話し合い活動として、「アクション」を年2回設定することで生徒が体験的に学ぶことができるよう工夫されているところが良いという意見などがございました。一方で、すべての教材に、めあてやテーマが明確に示されていないので、分かりにくいのではないかとという意見などがございました。

次に、「学図」ですが、1つの教材が6ページくらいあって、内容も詳しく書いており、読み応えがあるのが良いという意見などがございました。一方で、「心の扉」は、道徳的価値を押し付けているような印象を受けるという意見や、教科書に記載されている日本地図は、北方領土が省略されており、違和感があるという意見、小樽を舞台にした教材「足袋の季節」の自己の生き方を問う発問で、「自分に恥じない生き方」という考え方は、いかななものかという意見などがございました。

次に、「教出」ですが、すべての教材の冒頭に「問いかけ」が明確に示されているのが良いという意見などがございました。一方で、教材の中で、死刑制度が記載されているのが気になるという意見や、発問のパターンが同じで、シンプル、ワンパターンでバリエーションが少なく、多彩なアプローチができないのではないかとという意見などがございました。

最後に、「光村」ですが、他教科との関連だけではなく、道徳の学習における関連も示されていることから、1つの学びが新たな学びへとつながるところが良いという意見や、「コラム」が年間を通じて7か所、バランスよく掲載されており、役割演技や話し合い活動など、生徒が体験的に学ぶことができるよう工夫されているところが良いという意見、さらに、3年生の教科書に記載されている「メダルの向こう側に」は、本市の中学校に講演に来ていただいた葛西紀明選手が取り上げられており、生徒の関心が高まるのではないかとという意見などがございました。一方で、教材として複雑なものもあり、取扱いが難しいのではないかとという意見などがございました。

以上、委員の皆様から、様々な御意見をいただきましたが、どの教科書が、今の小樽の子供たちにとって学習しやすく、教員にとって指導しやすいのか、これまでの議論の中で、多かった意見として出てきたものを4点に整理させていただきますので、これらの観点に沿って、改めて御意見をいただきたいと思っております。

1時間の授業のねらいや流れが、生徒にも、教員にも分かりやすく、「見通し」をもって学習できるようになっているか。

生徒が、多面的・多角的な見方や考え方ができるような「発問」となっているか。

学んだことを、道徳の時間以外の場面でも、さらに考えを深めることができるようになっているか。

生徒が、体験的に学ぶなどして、道徳的価値と自分との関わりについて、考えを広げたり深めたりすることができるようになっていく。

委員の皆様、これまでの議論を踏まえて、絞り込んだ4者のうち、どの教科書が良いとお考えでしょうか。

まず笹谷委員からお願いできますでしょうか。

笹谷委員 正直、本当に最後まで迷いましたが、まず見通しを持って学習できるようにといった部分で、ある程度めあてが明らかにされており、かといって価値観を押し付けるようなことではなく、子供たちが自由に考え、自分の考えを自由に書いていける、そういったバランスの取れた示し方をされているという点。

それから多面的、多角的な見方といった部分では、見方を変えて、視点を変えて、立場を変えて同じ教材の中でまた考える工夫がされていること。

道徳以外の場面ということですが、他教科でのつながりの部分についても、非常に具体的に他教科とつないでいるところ、またほかにはなかったかと思いますが、これまでに道徳の授業で扱われたところともつないでいること、そんなところでさらにいろいろと考えを深める工夫がされている。

最後に体験的な部分についてもコラムがありましたが、日常生活や社会生活、そういったところにも目を向けて、つなげて考えられるような工夫がされている、そんなところを非常に感じましたので、私としては最終的には光村図書がいいかなというふうに考えております。

林教育長 はい、ありがとうございました。それでは次、荒田委員、申し訳ございませんが、御意見をお願いいたします。

荒田委員 「特別の教科 道徳」の教科書採択にあたり、各社読ませていただいて、道徳の授業において生徒が考え、議論すること、それと自分ごととして捉えて取り組めるような教材、そして価値観の押し付けや誘導などがあまり感じられないということ、そういったものが強く出ているものは避けたいなといったようなところから考えまして、光村図書を私のほうで一番というふうに変換しました。

1時間の授業のねらいや流れが生徒にも教員にもわかりやすく見通しを持って学習できるようにしているかという点ですけれども、教科書会社によっては、教材の冒頭に1時間の授業のねらいがわかるように記載されているものがあったり、先入観を持たせないほうが良いと考える教科書会社もありましたが、光村は冒頭にテーマの記載がないということで、先入観を持たせることなく教材の最後に学びのテーマがあるということで、授業のねらいや流れがわかりやすくなるのではないかなというふうに思いましたので、良いというふうに思いました。それから、各教材の冒頭にしるしがついており、4つの内容項目がひと目でわかるようになっていくこと、それから、4つのシーズンに分けている特色がありますが、そのシーズンの中のいくつかの教材をユニットにまとめ、そこにもいくつかの教材のテーマが記載されているということで、生徒にも教員にも見通しを持って学習しやすい工夫がされているのではないかなというふうに考えました。

それから、2つ目の生徒が多面的、多角的な見方や考え方ができるような発問となっているかという点ですが、各教材の末にある手引のページが、光村図書が非常に優れているというか、一番良いというふうに感じました。主体的に学べるように5つの要素を基本に構成しており、1年生か3年生まで全ての教材に統一した構成になっておりわかりやすいという点、それから、その手引の中で考える視点というところが、3つの間がありますが、課題の設定、それから2つ目が中心的な設問、3つ目が自分に、自分ごととして捉えられるような問という、3つがバランスよく配置されていることから、そのあたり見方を変えてということで、例えば物語の主人公の相手側に、別の立場に立った発問が用意されており、それにより多面的、多角的な見方や考え方ができるように工夫されているというふうに思います。

それから、3点目の学んだことを道徳の時間以外の場面でもさらに深め、考えを深めることができるようになっていくかについてですが、先ほど申し上げた手引の中で、つなげようというところに生徒の日常生活や他教科へのつながりがわかりやすく記されており、道徳の授業で学んだことをさらに深めることができる工夫がされています。それから、コラムの中でいじめ問題や情報モラルなど現代的な課題への対応ということも、それぞれの教材のあとに続けて記載されており、わかりやすいというふうに思ったこと、それから、コラムの中で人との関係作りというのがありますが、コミュニケーション、人と人との関係を築く上ですぐに実践できるようなこともコラムに書いてありましたので、道徳の時間以外での場面でも実践できるような内容ではないのかなというふうに思いました。

それから、4点目の生徒が体験的に学ぶなど、道徳的価値と自分との関わりについて考えを深めたり、広げたり深めたりすることができるようになっていくかという点ですが、3年間それぞれの教科書で、何でだろう、何でだろうというページがあります。簡単なようで難しい深いテーマ、1年生は正義について、2年生は許すということについて、3年生は自立についてということですが、漫画で柔らかく書かれており考えるということを楽しく学べるような工夫があります。それからもう1点、1年生の教科書に養生訓、2年生が孟子、荀子、性善説、性悪説ですか、3年生に論語と、現代を生きる我々の考えや思考の基盤になるようなことを考え学ぶ機会が中学校の授業の中であるということは、非常に良いことではないのかなというふうに感じました。

教科書全体を通して、冒頭の部分に、本書で学ぶ皆さんへということで、生徒に向けてどう学ぶのかということが示されていたり、末尾のほうにはどうして道徳を学ぶのだろう、なぜ学ぶのかということについて書かれていたり、あるいは先生方に対しては、末尾に先生方へこの教科書が目指した何年生の姿という所に、教材と内容、項目などが一覧となっているものがついていたり、非常に使いやすい構成になっているのではないかなというふうに思いましたので、光村図書を選ばせていただきました。以上です。

林教育長 はい、ありがとうございました。それでは、次に常見委員、お願いいたします。

常見委員 私の場合は、教科書それぞれの良い点がやはりあるとは思いますが、その中で絞ってみましたところで、特に東京書籍と光村図書が優れていると思っておりました。その中で、教科書の冒頭に道徳授業の流れを非常に丁寧に説明しているような点、それから、全体

的にわかりやすく読みやすい文章で構成されている、さらに視覚的にも絵も入ってわかりやすくしているという点、冷静に見れば流れがわかりやすく、ボリュームとしても多からずまとまっているという点、それから、発問がおよそ2問なので時間内で討論しやすいというような点などで考えていきますと、東京書籍がよろしいかなと私は考えました。特に、発問が2問しかないという点では少ないようにも思うのですが、時間内で討論しやすいという点と多面的、多角的な見方というのが、発問としては少ないかもしれませんが、アクションという時間で討論の方法、役割演技等、非常に丁寧に経験できるような工夫がされていて、その中で考えるということができていくのではないかと、その応用で発問に対しての討論もできていくのではないかとというようなことも考えてみました。

そのほか、いじめ、情報モラルに関しての討論も多いという点、それから、社会的には仕事、社会との仕事というようなどころでの関わりも多く記載されておりますので、東京書籍がよろしいのではないかなと考えました。

林教育長 はい、ありがとうございます。最後に小澤委員、御意見をいただきたいと思えます。

小澤委員 各社の教科書を私のほうでも、比較、検討をしてみる中で、先ほどお話ありました、1つ目の観点では、光村図書が良いと考えました。光村図書は生徒が道徳の学習に見通しを持つことができるように、学びの手引として1ページを独立させて授業のテーマを示し、次に考える観点、見方を変えて、などが続き、最後に道徳として大事な個人としての内面的な気付きを記す、私の気付きと構成されていて、1時間の学習の流れが具体的であるというふうに感じました。このようになっていることで、指導する先生はもちろんのこと、授業を受ける生徒にも明快に授業の流れの見通しを持って学ぶことが可能になるような構成になっている。この点が光村図書は非常に他の教科書に比べて優れていると考えました。

2点目ですけれども、生徒が多面的、多角的な見方ができるような発問になっているか、これはあくまで発問は事例として出されているものだと思うのですが、この2点目の観点からも光村が良いと考えました。学びの手引に、学びの観点とともに異なる視点から考える、視点を変えて、が設定されています。さらにつなげようで、ひとつの教材で学んだことをそれまでの道徳の時間で学んだ教材と関連づけて学ぶことや、他の教科や日常生活とも関連させる発問例も設定されている点が多面的、多角的な考え方が身につく発問と結びつくのではないかな、そう思ったところです。また別の視点から見ますと、道徳の評価のあり方について当たってみましたら、一つ一つの教材で評価をするのではなく、ある大きくくりの中で評価をする方向でというふうに記述されていました。先ほど触れました、つなげようの所でひとつの評価を学んで、前に学んだものをつなぎ合わせてくるというようなところで、そのひとつのくりの中で評価をしていくということに結びつく教材構成になっているのではないかなという点からも、この多面的、多角的な見方ができるものとなっているというふうに判断しました。

3点目についてですけれども、学んだことを道徳の時間以外の場面でも、さらに考えを深めることができるようになっているかという点でも、光村図書が良いと考えた次第です。光村図書は教材での学びに関連した内容をコラムとして位置付けていまして、それによって他

の教科の学習や日常の生活などに学んだことを結びつけて生かしていく構成となっている点が優れていると思いましたが、この点でも光村がいいと判断しました。

最後の4点目ですけれども、体験的に学ぶなどして考えを広げたり、深めたりすることができるか、この点では今までの3つの観点とは異なって、光村図書が今までの3観点のように際立って優れた構成になっているというふうには、私は感じてはいません。むしろそういう点では東書などが優れているかなと思いましたが、しかし、先ほどコラムの所でも触れましたけれども、全体のコラムの中で他者の立場に立って行動や発言することを考えて体験的に学ぶことや、道徳的価値と自分の関わりについて考えを広げたり深めたりすることができるようにコラムを設定して対応できるようになっている点では、授業を進めるうえで適切なものとなっているのかなと思いましたが。

最後に全体を通して、光村で私が思ったのは、問の数が多すぎないかということを考えました。しかし内容を検討しますと、それぞれの問の切り口が授業に、子供の実態において結びつけられるように構成されているのではないかと、全てのものをこのとおりにやるのではなくて、学級の生徒との関わりの中で先生が指導する観点を定め、その中で取捨選択、あるいはつけ加えるなどして授業を構成するには、数多い中から選ぶというほうがより実践に結びつくのかなと考えました。4点全てで光村図書がということではありませんけれども、総体的に考えたときに光村が小樽の子供たち、小樽の生徒の使う教科書として採択候補になるかなと、そう考えました。以上です。

林教育長 はい、ありがとうございました。ただ今、各委員にそれぞれ御意見を伺いました。その結果3名の委員の皆さんが、光村が総体的には良いのではないかと御意見が多かったようですけれども、皆さんいかがでしょうか。特に、常見委員の東書ということでございますけれども、その点ほかの委員の皆さんの御意見を聞いた中で、どうお考えでしょうか。

常見委員 2つの書籍が優れているという点の中で、そういう意味では光村はもちろん優れているわけですが、私は光村に関しては説明しませんでしたけれども、やはり道徳というのは考え方、見方というのがとても大事だということで、多面的、多角的というのは確かに非常に大事なことだろうと思います。

そういう意味では、光村が4つのシーズンに分けて、特に最初は自分の事柄から始まって、周辺の友達、さらに社会にと段階を広げて社会との関わりを持っていくという工夫が非常にされているという点、それから発問自身も一方向ではなくて見方を変えてだとか、つなげようというような形で多面的に捉える工夫というのは確かにされているだろうと。一番いいなと思ったのは、7つのコラムというのが非常に具体的な話で、なおかつ道徳時間以外での部分でも非常に活用できるような内容で、これも非常に魅力的ではあります。そういう点ではやはり光村も優れている図書だろうと思っておりますので、推薦されるということに対しては申し分ないと思います。

林教育長 はい、ありがとうございます。トータルとして今、御意見をいただいたわけですが、私のほうから、ただ今皆様からいろいろ細部にわたって御意見をいただきましたので、それ

をちょっと総体的に整理させていただきたいと思います。

申し上げますと、まず、見通しをもたせるという観点では、各教材に、学びのテーマや考える視点などが具体的に示されており、生徒が教材を通して何を学ぶのか、課題を明確にしながらか見通しをもって主体的に学ぶことができるよう工夫されていること。

学びのテーマに迫るために、視点を変えて考える発問が設定されており、生徒が多面的・多角的な見方や考え方ができるよう工夫されていること。

学んだことを道徳の他教材と関連させて学習したり、他教科の学習や身近な生活につなげたりする展開となっており、道徳の授業以外の場面でも、さらに考えを深めることができるように工夫されていること。

それから、ただ今常見委員からもお話がありましたけれども、各学年7つのコラムがバランスよく用意されており、役割演技などを通して体験的に学ぶことで、道徳的価値と自分との関わりについて考えを広げたり深めたりすることができるよう工夫されていること。

こうした理由から、「光村図書」が良いという意見が多くございました。そういう中で、本市にふさわしい中学校道徳の教科用図書として、「光村図書」を採択したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

林教育長 それでは、本市におきましては光村図書を採択したいというふうに思います。なお、採択の理由につきましては、ただ今の総体的な整理を踏まえまして、早急に事務局に整理をしていただき、とりまとめが出来次第、後ほど採択理由書について協議していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

林教育長 それでは、そのようにさせていただきます。事務局は早急に作業をお願いいたします。
次に、特別支援学級の道徳で使用する教科書についてでございます。道教委の採択基準にのっとり、当該学年の教科書を使用することが適当でない場合は、生徒一人一人の実態に応じて、できるだけ選択の幅を広げて考えていくことが必要となりますことから、次の3点を使用できるようにしたいと思います。

1つめは、今回採択した「光村図書」の下学年用の教科書。

2つめは、文部科学省著作教科書。

3つめは、北海道教育委員会の「平成31年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料の一般図書一覧」に掲載されている一般図書。

以上3点を、使用できるように採択したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

林教育長　それでは、そのように決定させていただきます。以上で、議案第1号　平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科　道徳」の教科用図書の採択について終了させていただきます。

それでは、議案第2号　平成31年度使用小樽市小学校用教科用図書の採択について、を議題とさせていただきます。

議案第2号　平成31年度使用小樽市小学校用教科用図書の採択について

林教育長　本議案では、これまでの協議を踏まえ、平成31年度使用小樽市小学校用教科用図書について採択したいと思いますので、御審議よろしくお願ひいたします。

はじめに、これまでの経過について私のほうから確認のための説明をさせていただきます。議案の最後にあります「採択経過」を御覧いただきたいと思ひます。

まず、5月31日の教育委員会第5回定例会において、今回、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がないことなどから、採択に当たっては、調査委員会を設置せず、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用するなどして採択を行うことを議決いたしました。

6月28日の教育委員会第6回定例会において、今後の進め方について確認し、7月26日の教育委員会勉強会において、平成26年度採択における調査研究報告書や採択理由書、平成26年度時点からの変更箇所について確認するとともに、8月8日の勉強会においても、採択に向けた協議を重ねてまいりました。

「採択経過」については、以上でございます。

次に、議案の3枚目を御覧ください。

これまでの協議を踏まえまして、平成31年度使用小樽市小学校用教科用図書につきましては、今回、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がないことや、現在使用している教科用図書は平成26年度に綿密な調査研究を十分に行って採択したものであること、4年間使用してきた中で特に問題が生じていないこと、来年は、平成32年度から使用する新しい教科用図書の採択があることから、引き続き、平成26年度に採択した際の別紙の理由により、議案2枚目にあります、平成26年度に採択した教科用図書を採択したいと思います。が、皆様いかがでしょうか。

各委員　（異議なし）

林教育長　よろしいでしょうか。なお、特別支援学級につきましては、文部科学省著作教科書に加えまして、道教委の採択基準で示されている文部科学省検定済教科書の下学年用及び一般図書を使用しても良いことを認めたいと思ひますが、合わせて、皆様いかがでしょうか。

各委員　（異議なし）

林教育長　それでは、そのように決定させていただきます。以上で議案第2号　平成31年度使用小樽市小学校用教科用図書の採択について、終了させていただきます。

それでは、次の議事に移ります。報告第1号 小中学校の敷地内禁煙について、の説明をお願いいたします。

報告第1号 小中学校の敷地内禁煙について

教育総務課長 報告第1号 小中学校の敷地内禁煙について、御報告を申し上げます。

平成30年7月25日に健康増進法の一部を改正する法律が公布され、これを受けまして、市内全小中学校長に対し、敷地内の全面禁煙について改めて徹底するよう通知をするものがあります。

法律の概要を御覧いただきたいのですが、これまで、健康増進法には受動喫煙に関する条項が1条だけありました。内容については、施設を管理する者は、受動喫煙の防止についてこれを防止するよう努めなければならない、という努力義務の条項になっておりますけれども、今回これが改正されまして、改正の趣旨にありますとおり、望まない受動喫煙をなくすこと、受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮すること、施設の類型・場所ごとに対策を実施すること、という3つの柱となっております。

改正の概要、1つ目に、国・地方公共団体の責務とありまして、2つ目に、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等ということで、施設が大きくAとBの2つに分類されています。学校はA区分となりまして、これについては敷地内禁煙となります。それからBの区分、これは原則屋内禁煙ということで、敷地については定めがありませんので、より緩い形になっています。Bについては経過措置もありまして、加熱式たばこは当分の間、屋外では（喫煙して）いいですよとか、小さい飲食店については標識の掲示により喫煙可とするということで、法律で定める日まで経過措置がありますけれども、学校を含むA区分については経過措置はありませんので、敷地内全面禁煙という形になります。

この法律に違反した者については、所要の罰則規定を設けるということで、法律のつくりとしては、施設を管理する者が、本来敷地内禁煙なのに、例えば灰皿を置くとか、喫煙をできるような環境にした場合については50万円以下の罰金、禁止されているにも関わらず喫煙した者については30万円以下の罰金、というように、重い罰則規定が設けられています。

この法律の全面施行は、平成32年4月1日ではありますが、A区分の学校・病院・児童福祉施設等、行政機関の施設は、公布の日から1年6か月を超えない範囲内で政令で定める日とされていますので、先行して施行されることとなります。公布の日から6か月というのは、平成31年1月25日となりますので、これを超えない日に政令が定められるということになりますけれども、国から示されているのは、来年9月にラグビーワールドカップが開催されますので、それよりも前に施行したいという情報がございます。

これを受けまして、本日付けで各小中学校長あてに、通知を出す予定でございます。内容としては、この法律の公布を期に、受動喫煙による健康影響が大きい児童生徒に配慮するため、既に実施されている学校が大半ですが、改めて、9月1日から学校敷地内を全面禁煙とします、という内容の通知となっております。

以上です。

林教育長 ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

小澤委員 桜小学校の運動会を見ていた折に、グラウンドは公園地なので、禁煙を呼びかけるのに、なかなか理解を得られないようなことがあるように聞いたものですから、この敷地内という範囲にそういう場合も含まれるのでしょうか、含まれないのでしょうか。

教育総務課長 学校、病院、児童福祉施設等、行政機関というのがありまして、市役所もそうですけれども、体育館とか市民会館についてもA区分になっていますので、先行して実施されます。公園については、法律の中でどういうふうに位置付けられるかというのは、今公布されている内容では、ちょっと判断がつかかぬますので、それについては後日詳細な通知が来ると思っていますので、その際に判断したいと思えますけれども、公園と隣接しているグラウンドだとか学校施設、これはもうあくまでも学校施設なので、敷地内禁煙ということになります。

常見委員 公園という枠組みではないのですが、例えば修学旅行とか、それからいわゆる運動会という行事は、学校の行事の中の一環としてとらえるので、公園での規制はわからないのですが、例えば運動会の時とか、どこかに移動していくという状況の全部の過程の中では、全部禁煙しなければいけないというふうになっています。

小澤委員 いいですね。

林教育長 学校行事でやるということで、当然保護者だとか地域の皆さんには当然御協力をお願いするというのを強く申し上げていかないとならないですし、その法律の解釈、これから具体的に省令が出てきますので、それを踏まえて市でも対策を取ることになっていますので、その中でそういった意見なども、検討部局で話をしていきたいというふうに思います。

小澤委員 わかりました。

教育総務課長 申し上げていませんでしたけれども、先ほど言いかけたのですが、学校施設以外の市の教育施設については、市役所も当然この法律の範疇にありますので、市役所の動きに合わせていきたいなと思います。学校については先行して9月1日から実施するというところでございます。

林教育長 ほかにございませんか。

笹谷委員 ちょっと確認したいのですが、Bのほうの施設で経過措置として加熱式たばこが屋内原則禁煙で、この加熱式たばこというのは、煙がほかの人の健康を損なう恐れがあることが明らかではないと厚生労働大臣が指定するものを言いますよ、という部分があるのですけれども、今たばこにはいろんなものがありますけれども、学校については当然そういう（加

熱式) ものも含めて禁煙だということで間違いないですよ。

教育総務課長 A区分については経過措置が一切ありませんので、加熱式についてもそういう(禁煙)扱いになります。

林教育長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。
皆さんのお仕事の関係とか、いろいろ関係してくると思いますので、こういう声がありましたので皆さんで(禁煙を)守っていきましょう。
それでは、以上で本件を終了したいと思います。
それでは、次にその他の報告ですけれども、寄附採納について、説明をお願いいたします。

その他 寄附採納について

教育総務課長 寄付が1件ございましたので、御報告いたします。
志和裕様から、小樽市交通災害遺児奨学資金基金に1万円の寄附がございました。内容といたしましては、交通災害遺児のために役立ててほしい、というものです。志和様からの寄附については、平成12年度からいただいております、今回で7回目となります。
以上でございます。

林教育長 はい、ありがとうございます。
本件について何か御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、議案としては議案第3号になるわけですが、準備はどうですか。
それでは暫時休憩をいたします。今、急いで(資料を準備して)いますのでちょっとだけ休憩させていただきます。

< 暫時休憩 >

林教育長 それでは、用意ができたようなので、これから議案第3号 平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由書について、説明をお願いいたします。

議案第3号 平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由書について

学校教育支援室主幹（指導担当） 議案第3号 平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由書について、説明させていただきます。

はじめに、議案の2枚目を御覧ください。先ほど、議案第1号において、「特別の教科 道徳」については光村図書、特別支援学級の道徳で使用する教科用図書について、当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合は、右記の(1)から(3)（「光村図書」の下学年用の教科書、文部科学省著作教科書、北海道教育委員会の「平成31年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料の一般図書一覧」に掲載されている一般図書）を使用できることが議決されましたので、御確認をお願いいたします。

次のページを御覧ください。先ほど、委員の皆様から、採択の理由について御意見をいただきましたので、事務局で整理させていただきました。

各教材に、学びのテーマや考える視点などが具体的に示されており、生徒が教材を通して何を学ぶのか、課題を明確にしながらか見通しをもって主体的に学ぶことができるよう工夫されている。

学びのテーマに迫るために、視点を変えて考える発問が設定されており、生徒が多面的・多角的な見方や考え方ができるよう工夫されている。

学んだことを道徳の他教材と関連させて学習したり、他教科の学習や身近な生活につなげたりする展開となっており、道徳の授業以外の場面でも、さらに考えを深めることができるよう工夫されている。

各学年7つの「コラム」がバランスよく用意されており、役割演技や話し合い活動など体験的に学ぶことで、道徳的価値と自分との関わりについて考えを広げたり深めたりすることができるよう工夫されている。

以上、採択理由書について、御審議のほど、よろしく御願いたします。

林教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら御願いたします。

よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

林教育長 それでは、そのように理由書を決定したいと思います。

次に、議案第4号 平成31年度使用小樽市小学校用教科用図書及び小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書採択結果の公表方法について、説明をお願いいたします。

議案第4号 平成31年度使用小樽市小学校用教科用図書及び小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書採択結果の公表方法について

学校教育支援室主幹（学務担当） それでは「平成31年度使用小樽市小学校用教科用図書及び小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書採択結果の公表方法」について、御説明いた

します。2枚目の資料を御覧ください。

まず、公表の方法については閲覧方式として、場所は教育委員会3階の小樽市教科書センターと市立小樽図書館の2か所とします。

公表期間は明日8月31日（金）から9月14日（金）までとし、教科書センターは土日を除く午前9時から午後5時までといたします。なお、市立図書館は明日、図書整理で休館のため、公表期間は9月1日（土）から9月14日（金）までで、休館日の月曜日を除き、開館時間である午前9時30分から午後7時まで、土日は午後5時までとします。

次に、公表する資料ですが、①から③は小学校用教科用図書に関する資料で、①は議案第2号最後のページにあります採択経過、②は今回採択した教科用図書の一覧と見本本、③は議案第2号で決定した採択理由書です。同じく④以降は中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書に関する資料で、④は議案第1号最後のページにあります採択経過、⑤は今回採択した教科用図書の一覧と見本本、⑥は議案第3号で決定した採択理由書、⑦⑧⑨はそれぞれ調査委員会の規則、要領、委員名簿、⑩の教科用図書調査研究報告書、の以上10点と考えております。

また、今定例会で決定した事項及び教科書展示会の開催については、ホームページへの掲載により周知を図りたいと考えております。

以上、御審議をお願いいたします。

林教育長 ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

林教育長 それでは、そのようにさせていただきます。
それでは、ただいまから非公開の審議に入りますので報道関係者及び傍聴者の皆様は御退席をお願いいたします。

<非公開の審議開始>

報告第2号 平成30年度全国学力・学習状況調査結果等について

学校教育支援室主幹（指導担当）から、平成30年度全国学力・学習状況調査結果等について説明し、笹谷委員、林教育長から意見があったほか、全委員が了承した。

報告第3号 平成30年度標準学力調査結果報告について

教育研究所平井所員から、平成30年度標準学力調査結果報告について説明し、林教育長、小澤委員、笹谷委員、荒田委員から質問が、林教育長、小澤委員、笹谷委員から意見があったほか、全委員が了承した。

<非公開の審議終了>

林教育長 以上をもちまして、教育委員会第8回定例会を終了いたします。